

○学校法人西南学院における公益通報者の保護等に関する規程

2017（平成29）年12月5日

制定

（目的）

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、学校法人西南学院（以下「学院」という。）における公益通報者の保護及び公益通報等があった場合の措置について必要な事項を定めることにより、公益通報者の保護、法令の遵守及び健全な職場環境の確保を図り、もって学院の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において公益通報等とは、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、学院の業務に関して通報対象事実が生じ、又は正に生じようとしている旨を通報窓口に通報又は相談することをいう。

2 この規程において公益通報者とは、公益通報等をした次に掲げる者をいう。

(1) 学院の役員

(2) 学院と雇用関係にある教職員

(3) 学院との労働者派遣契約に基づく派遣労働者

(4) 学院の取引事業者の労働者

(5) 前3号には、通報の日から1年以内に退職又は業務に従事していた者を含む。

3 この規程において通報対象事実とは、法第2条第3項第1号に規定する個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法別表に掲げる法律（これらの法律に基づく命令を含む。以下同じ。）で定める罪の犯罪行為の事実及び同条同項第2号に規定する法別表に掲げる法律で定める処分に違反する事実又は勧告等に従わない事実をいう。

4 研究活動の不正行為に関する取扱い規則(2008(平成20)年7月1日)第3条に規定する不正行為に関する公益通報は、本規程の適用から除外する。

（公益通報者等の保護）

第3条 学院は、公益通報等をしたことを理由として、当該公益通報者に対し、解雇、減給、契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

2 学院の役員及び教職員は、公益通報等をしたこと及び公益通報等に係る調査に協力したことを理由に、公益通報者及びその調査に協力した者（以下「公益通報者等」という。）に対し、嫌がらせ、不利益な取扱い等をしてはならない。

（窓口）

第4条 学院は、公益通報等に応じるため、通報窓口を置く。

2 通報窓口は、総務部長とする。

3 前項の他に学院が指定する弁護士（以下「外部窓口」という。）を窓口とする。

4 通報窓口は、公益通報等を受け付けるに当たり、公益通報者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。

5 総務部長に関する公益通報等は、外部窓口が対応する。

（公益通報等の方法）

第5条 公益通報等は、電子メール、ファクシミリ、書面、電話及び面談にて行うことができる。

2 外部窓口への公益通報等は、電子メール、ファクシミリ及び書面（郵送）に限るものとする。

3 公益通報者は、原則として、氏名、連絡先等を明らかにして公益通報等を行うものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、匿名により行うことができる。

(公益通報等の受付)

第6条 総務部長及び外部窓口は、公益通報者から公益通報等を受けた場合、速やかに通報対象事実の調査対象となる学校等の所属長（以下「所属長」という。）に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の報告を受けた場合、速やかに理事長に報告しなければならない。

(理事長の責務)

第7条 理事長は、学院における公益通報者等の保護及び公益通報等に関する業務を統括する。

(公益通報者保護委員会)

第8条 学院は、公益通報者等の保護及び公益通報等があった場合に取りべき措置について審議するため、西南学院公益通報者保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の運営)

第9条 委員会は、理事長を委員長とし、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 所属長

(2) 理事長が指名する常任理事 1名

(3) 総務部長

(4) 人事課長

(5) 理事長が指名する法律の専門知識を有する者 1名

2 委員会は、構成員の4分の3以上の出席がなければ成立しない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させることができる。

5 委員が通報対象事実の調査の対象となる場合は、委員会に出席することができない。

(審議事項)

第10条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 公益通報者等の保護に関する事項

(2) 通報対象事実の調査実施の有無に関する事項

(3) 通報対象事実の調査及び事実認定に関する事項

(4) 事実認定後の事後措置に関する事項

(5) その他必要な事項

(事実調査の実施)

第11条 委員会は、前条第1項第2号の審議の結果、調査をする必要があると判断した場合、速やかに通報対象事実の調査を行うものとする。

2 委員会は、通報対象事実の調査に当たり必要と認めた場合は、その調査内容に応じた調査チームを編成することができる。

3 調査対象部署並びに関係の役員及び教職員は、公益通報等に関する事実関係の調査に際して協力を求められた場合は、これに応じなければならない。

(公益通報等に対する措置)

第12条 理事長は、公益通報者に対し、公益通報等を受けた日から起算して20日以内に、通報対象事実に関する調査実施の有無を総務部長又は外部窓口を通して通知しなければならない。ただし、匿名による場合は、この限りでない。

(是正措置等の実施及び報告)

第13条 理事長は、委員会で通報対象事実が確認された場合は、所属長を通じて、速やか

に是正措置及び再発防止策を講じなければならない。

- 2 理事長は、通報対象事実に係る是正措置及び再発防止策を理事会に報告しなければならない。

(調査結果等の通知)

第14条 理事長は、公益通報者に対し、調査結果、是正措置及び再発防止策を総務部長又は外部窓口を通して通知しなければならない。ただし、匿名による場合は、この限りでない。

(被通報者等への配慮)

第15条 理事長は、前条の規定により公益通報者に調査結果を通知するときは、被通報者、その調査に協力した者等の名誉、プライバシー等に配慮しなければならない。

(遵守事項)

第16条 公益通報等の処理に関わる者は、その職務の遂行に当たり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公益通報者等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
- (2) 調査対象部署及び調査対象者の業務遂行に著しい支障を与えないこと。
- (3) 常に公正不偏の態度を保持し、全て事実に基づいた調査を実施すること。
- (4) 公益通報者等の個人を特定する情報について、本人の同意ある場合を除いて、その秘密を保持すること。
- (5) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏えいしないこと。

- 2 公益通報等の処理に関わる者は、その職務を離れた場合であっても前項第4号及び第5号の規定を遵守しなければならない。

- 3 公益通報等の処理に関わる者は、自らが関係する公益通報等の事案に関与してはならない。

(処分等)

第17条 学院は、通報対象事実に関する調査の結果、その事実が明らかになった場合並びに不正を目的とした通報及び前条第1項及び第2項の規定に違反する事実が確認された場合は、西南学院懲戒規程（2014（平成26）年3月13日）に定める懲戒の措置を講じることができる。

(事後確認)

第18条 第13条第1項の所属長は、是正措置等を実施した後、次に掲げる事項について確認し、理事長に報告しなければならない。

- (1) 法令違反行為の再発のおそれがないこと。
- (2) 是正措置及び再発防止策が機能していること。
- (3) 公益通報者等に対する不利益な取扱いが行われていないこと。

(所管部署)

第19条 この規程に関する事務は、総務部人事課の所管とする。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、2018（平成30）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。